

石川労働局発表
令和4年12月23日（金）

【照会先】

職業安定部職業対策課

課長 米澤 昭雄

課長補佐 岩網 哲雄

地方障害者雇用担当官 山崎 晋一

電話 076 (265) 4428

令和4年「障害者雇用状況報告」の集計結果を公表します

～民間企業における法定雇用率達成企業の割合 54.4%～

石川労働局（局長 長嶋 政弘）は、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和4年「障害者雇用状況報告（令和4年6月1日現在）」の石川県内の集計結果を取りまとめましたので、下記のとおり公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（「法定雇用率」という。）以上の障害者を雇うことを義務付けています。（民間企業の場合は2.3%）

今回の集計結果は、同法に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

<集計結果の主なポイント>

《民間企業》 <法定雇用率 2.3%> ※（ ）は前年との比較

- ・雇用障害者数 4,447.0人、対前年比 137.0人減（3.0%減）
- ・実雇用率 2.37%、対前年比 0.08ポイント減少
- ・法定雇用率達成企業の割合 54.4%、対前年比 1.0ポイント増加
法定雇用率未達成企業数 529社、対前年比 0.9%減（5社減）

<石川労働局・ハローワークの取組>

石川労働局・ハローワークでは、

- ① 専門支援機関等と連携した企業向けチーム支援の積極的実施
- ② 障害者就職面接会（ミニ面接会を含む）を開催する等就職機会の提供
- ③ 障害者雇用に向けた採用支援セミナー&見学会等の開催
- ④ 障害者雇用が0人の企業（特に100人未満規模企業）を中心に、雇用事例の提供や職域開発を提案
- ⑤ 労働局・ハローワークが企業を訪問し、直接障害者雇用を要請

などに取り組むことにより、民間企業における法定雇用率の達成に向けて、障害者の雇用促進を引き続き図ってまいります。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1. 民間企業における雇用状況

(1) 調査対象企業…総括表1 (P4)、詳細表の【第1表】(P10)

- ・2.3%の法定雇用率が適用される民間企業（常用雇用労働者数43.5人以上規模の企業）が対象となり、1,160社で、前年より13社（1.1%）増加した。

(2) 雇用されている障害者の数、実雇用率…総括表1 (P4)、P5の1,2及び詳細表の【第1表】・【第2表】(P10)、【第9表】(P15)

- ・調査対象企業において雇用されている障害者の数は4,447.0人で、前年より3.0%（137.0人）減少と、前年を下回った。
- ・実雇用率は2.37%（前年は2.45%）となり、全国平均（2.25%）を上回った。

(3) 法定雇用率未達成企業の状況…総括表1 (P4)、P5の2及び詳細表の【第9表】(P15)、【第10表】(P16)

- ・法定雇用率達成企業の割合は54.4%（前年は53.4%）で、1.0ポイント増加、全国平均（48.3%）を上回った。また、未達成企業は529社と、前年比0.9%（5社）減少した。
- ・法定雇用率未達成企業（529社）のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）は69.6%（368社）となっている。
- ・障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）が、法定雇用率未達成企業に占める割合は58.0%（307社）となっている。

(4) 企業規模別の状況…P6の3及び詳細表の【第3表】・【第4表】(P11)

- ・雇用されている障害者の数は、100～300人未満規模で最も多く1,497.5人で前年より253.5人、20.4%増加した。
- ・企業規模別の実雇用率では、500～1,000人未満規模（2.58%）が最も高く、法定雇用率達成企業の割合では、1,000人以上規模（63.6%）が最も高くなっている。
また、実雇用率が最も低いのが300～500人未満規模（1.97%）、法定雇用率達成企業の割合が最も低いのも300～500人未満規模（36.4%）となっている。

(5) 産業別の状況…P7の4及び詳細表の【第5表】～【第8表】(P12～14)

- ・雇用されている障害者の数は、製造業で最も多く1,270.5人、次いで医療福祉業1,228.5人となっている。
- ・産業別の実雇用率では、「医療・福祉」（4.37%）が最も高く、法定雇用率達成企業の割合でも、「医療・福祉」（68.4%）が最も高くなっている。
また、実雇用率が最も低いのが「建設業」（1.37%）、法定雇用率達成企業の割合が最も低いのは「教育・学習支援業」（29.4%）となっている。

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 石川県・市町等の機関（法定雇用率 2.6%）…〔総括表 2 (1) (P4)、詳細表の【第 14 表】・【第 15 表】(P18)〕

石川県及び市町等の機関に在職している障害者の数は 489.5 人で、前年より 1.5% (7.0 人) 増加しており、実雇用率は 2.72%と、前年に比べ 0.06 ポイント上昇した。

35 機関中 33 機関で達成。

(2) 石川県等の教育委員会（法定雇用率 2.5%）…〔総括表 2 (2) (P4)、詳細表の【第 16 表】・【第 17 表】(P19)〕

石川県等の教育委員会に在職している障害者の数は 205.0 人で前年より 1.7% (3.5 人) 増加しており、実雇用率は 2.62%と、前年に比べ 0.05 ポイント上昇した。

3 機関中 3 機関全てにおいて達成。

3. 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率 2.6%）に雇用されている障害者の数は 83.5 人で、前年とかわらず、実雇用率は 2.45%と、前年に比べ 0.05 ポイント低下した。

5 機関中 3 機関で達成。

〔総括表 3(P4)、詳細表の【第 18 表】・【第 19 表】(P20)〕

※石川県の機関、市町等の機関、石川県等の教育委員会は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 40 条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を、障害者任免状況通報書により厚生労働大臣に対して通報しなければならないこととされています。

※独立行政法人等は、法第 43 条に基づき、毎年、障害者である労働者の雇用に関する状況を、障害者雇用状況報告書により厚生労働大臣に対して報告しなければならないこととされています。

総括表

令和4年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.3%） （ ）内は前年の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤達成割合	⑥不足数
計	187,984.5 人 (187,457.5 人)	4,447.0 人 (4,584.0 人)	2.37 % (2.45 %)	631 / 1,160 (613 / 1,147)	54.4% (53.4%)	785.5 人 (786.5 人)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 石川県・市町等の機関（法定雇用率 2.6%） （ ）内は前年の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	18,009.0 人 (18,121.0 人)	489.5 人 (482.5 人)	2.72 % (2.66 %)	33 / 35 (28 / 35)	94.3% (80.0%)	3.0 人 (9.5 人)
石川県 知事部局	5,245.0 人 (5,223.0 人)	148.5 人 (145.0 人)	2.83 % (2.78 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0% (100.0%)	0.0 人 (0.0 人)
その他の 石川県機関	429.0 人 (443.0 人)	11.0 人 (13.0 人)	2.56 % (2.93 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0% (100.0%)	0.0 人 (0.0 人)
市町の 機関(*1)	12,335.0 人 (12,455.0 人)	330.0 人 (324.5 人)	2.68 % (2.61 %)	31 / 33 (26 / 33)	93.9% (78.8%)	3.0 人 (9.5 人)

(*1) 市町の機関は下記（2）の市町教育委員会以外の市町教育委員会を含む。

(2) 石川県等の教育委員会（法定雇用率 2.5%） （ ）内は前年の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	7,834.5 人 (7,852.0 人)	205.0 人 (201.5 人)	2.62 % (2.57 %)	3 / 3 (2 / 3)	100.0% (66.7%)	0.0 人 (0.5 人)
石川県 教育委員会	6,937.0 人 (6,998.0 人)	180.0 人 (181.0 人)	2.59 % (2.59 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0% (100.0%)	0.0 人 (0.0 人)
市町 教育委員会 (*2)	897.5 人 (854.0 人)	25.0 人 (20.5 人)	2.79 % (2.40 %)	2 / 2 (1 / 2)	100.0% (50.0%)	0.0 人 (0.5 人)

(*2) 市町教育委員会のうち、中学校、高等学校及び中等学校に置かれる教諭、助教諭又は講師の任命権者であるもの。

3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.6%） （ ）内は前年の数値

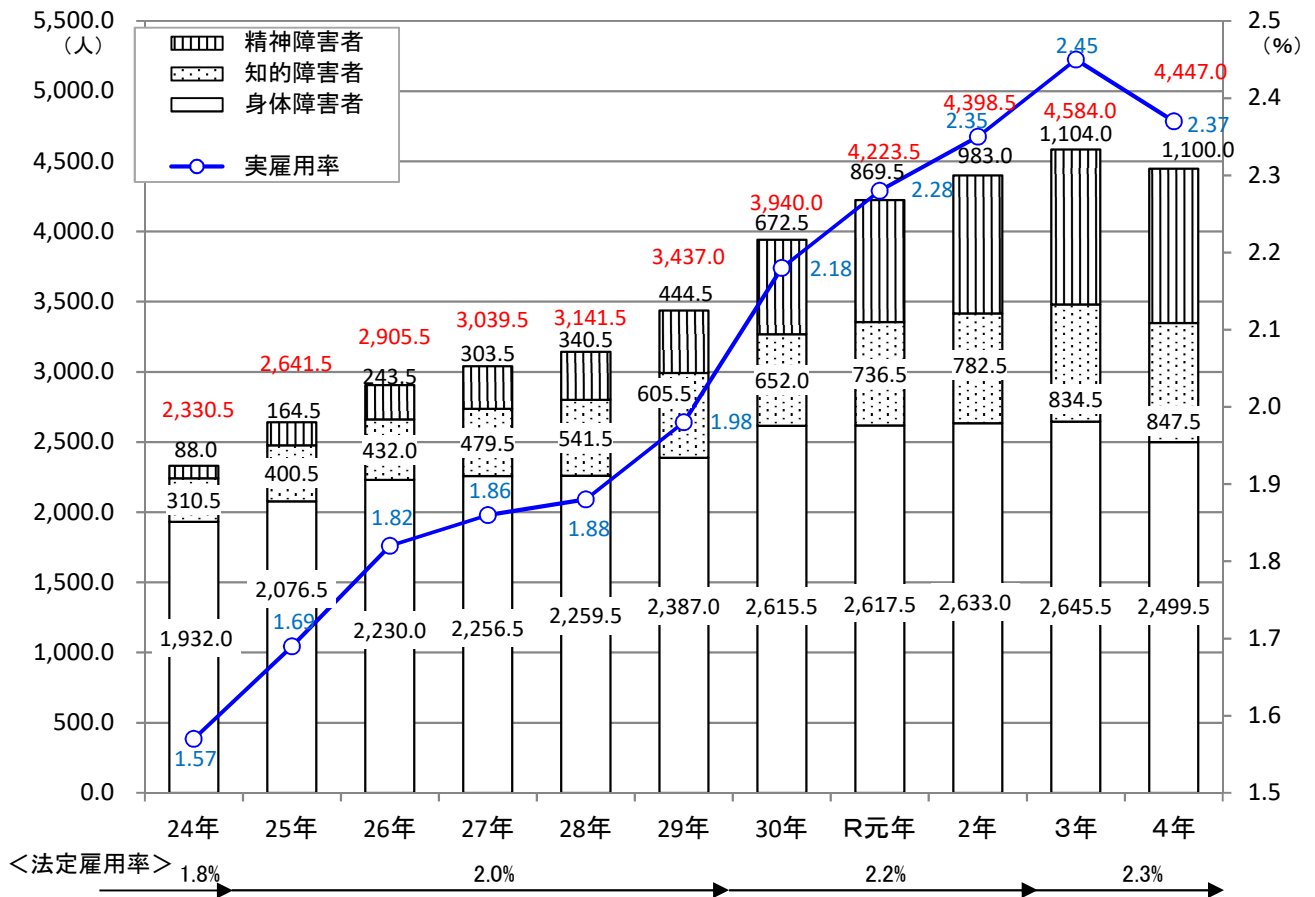
	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
独立行政 法人等(*3)	3,403.5 人 (3,337.5 人)	83.5 人 (83.5 人)	2.45% (2.50%)	3 / 5 (4 / 5)	60.0% (80.0%)	5.0 人 (5.0 人)

(*3) 「独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を、「地方独立行政法人等」は同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

注 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また短時間勤務職員である重度身体障害者および重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者（通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者または通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

民間企業における障害者雇用状況

1. 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移(石川県内)

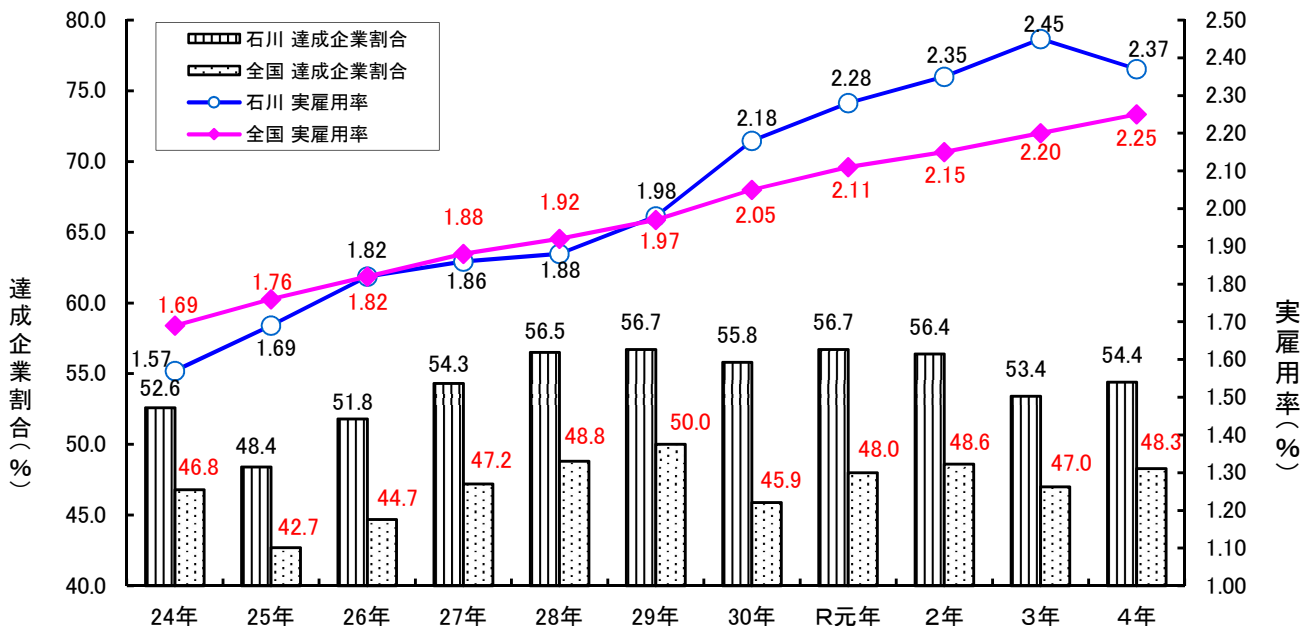


注1: 雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年～平成29年は50人以上規模、平成30年～令和2年は45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模企業)についての集計である。

注2: 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

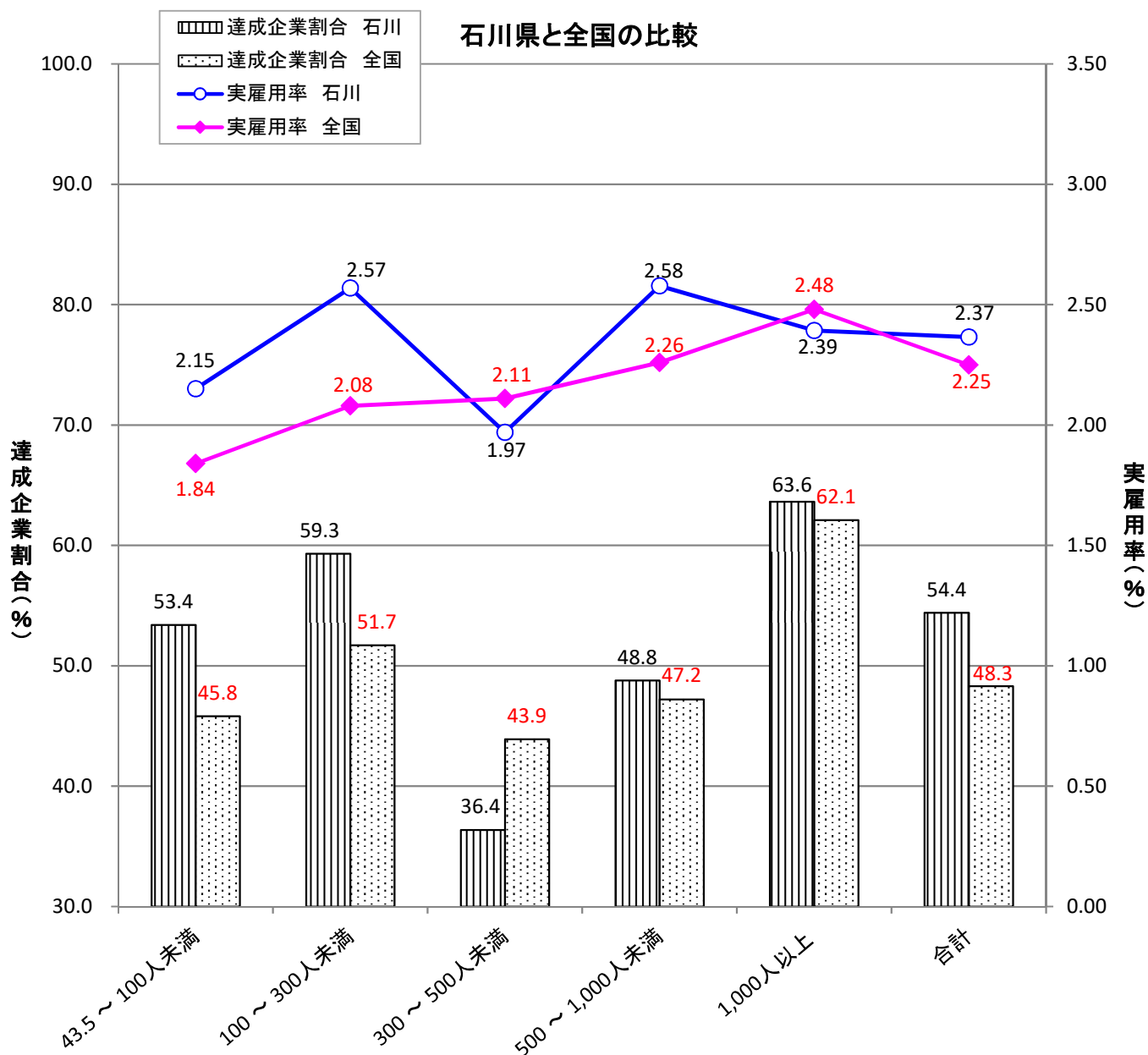
- 平成18年以降: 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)
- 平成23年以降: ①に加え、重度以外身体障害者又は重度以外知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)
- 平成30年以降: 精神障害者である短時間労働者のうち、次のいずれかに該当する者の数(1カウント)
 - 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
 - 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得したものであること

2. 実雇用率・達成企業割合の推移



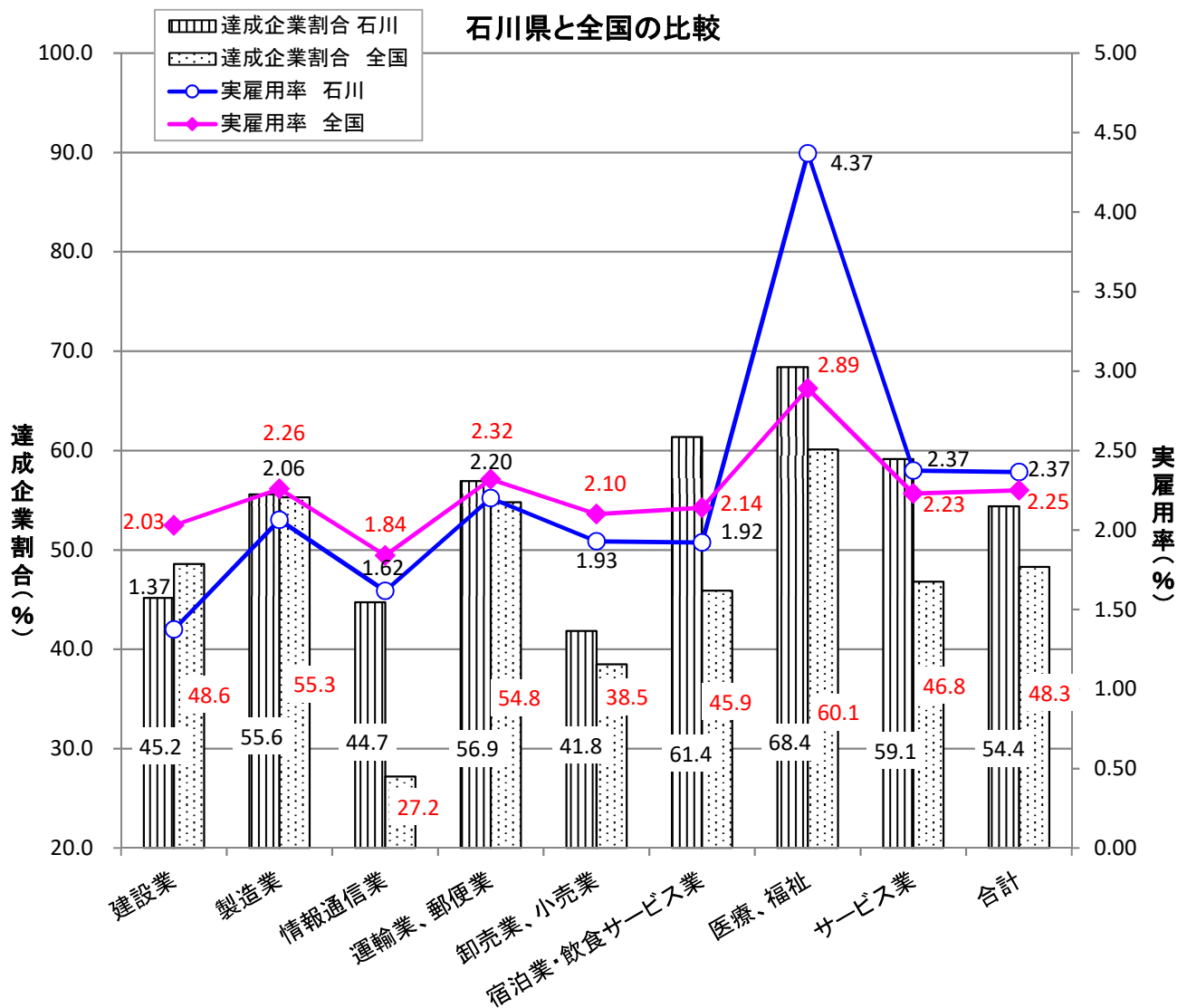
3. 企業規模別障害者雇用状況（石川県内）

	対象 企業数 (社)	雇用率達成状況(社)		達成企業 の割合 (%)	前年比 (P)	対 象 労働者数 (人)	うち 障害者数 (人)	障害者数 前年比 (%)	実雇用率 (%)	前年比 (P)
		達成企業	未達成 企業							
43.5 ～ 100人未満	650	347	303	53.4	0.8	41,750.0	898.0	△ 8.2	2.15	△ 0.23
100 ～ 300人未満	381	226	155	59.3	1.9	58,291.0	1,497.5	20.4	2.57	0.46
300 ～ 500人未満	66	24	42	36.4	△ 3.9	23,103.5	455.0	△ 38.0	1.97	△ 1.11
500 ～ 1,000人未満	41	20	21	48.8	△ 3.6	24,360.5	628.0	△ 8.8	2.58	△ 0.05
1,000人以上	22	14	8	63.6	11.0	40,479.5	968.5	3.1	2.39	△ 0.12
合 計	1,160	631	529	54.4	1.0	187,984.5	4,447.0	△ 3.0	2.37	△ 0.08



4. 産業別障害者雇用状況（石川県内）

	対象 企業数 (社)	雇用率達成状況(社)		達成企業 の割合 (%)	前年比 (P)	対 象 労働者数 (人)	うち 障害者数 (人)	障害者数 前年比 (%)	実雇用率 (%)	前年比 (P)
		達成企業	未達成 企業							
建設業	62	28	34	45.2	6.2	7,351.5	101.0	5.8	1.37	0.04
製造業	340	189	151	55.6	0.7	61,556.0	1,270.5	0.3	2.06	0.04
情報通信業	38	17	21	44.7	3.7	5,254.5	85.0	△ 0.6	1.62	0.00
運輸業、郵便業	72	41	31	56.9	△ 5.1	9,746.5	214.5	△ 10.6	2.20	△ 0.31
卸売業、小売業	196	82	114	41.8	0.2	34,839.0	672.0	2.1	1.93	△ 0.06
宿泊業・飲食サービス業	44	27	17	61.4	△ 0.3	7,178.5	138.0	△ 8.3	1.92	△ 0.19
医療、福祉	193	132	61	68.4	4.6	28,113.0	1,228.5	△ 6.7	4.37	△ 0.35
サービス業	93	55	38	59.1	△ 1.5	14,406.5	342.0	△ 6.6	2.37	△ 0.04
上記以外	122	60	62	49.2	2.1	19,539.0	395.5	△ 2.5	2.02	△ 0.08
合計	1,160	631	529	54.4	1.0	187,984.5	4,447.0	△ 3.0	2.37	△ 0.08



◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 3%
(43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 6%
〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6%
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5%
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

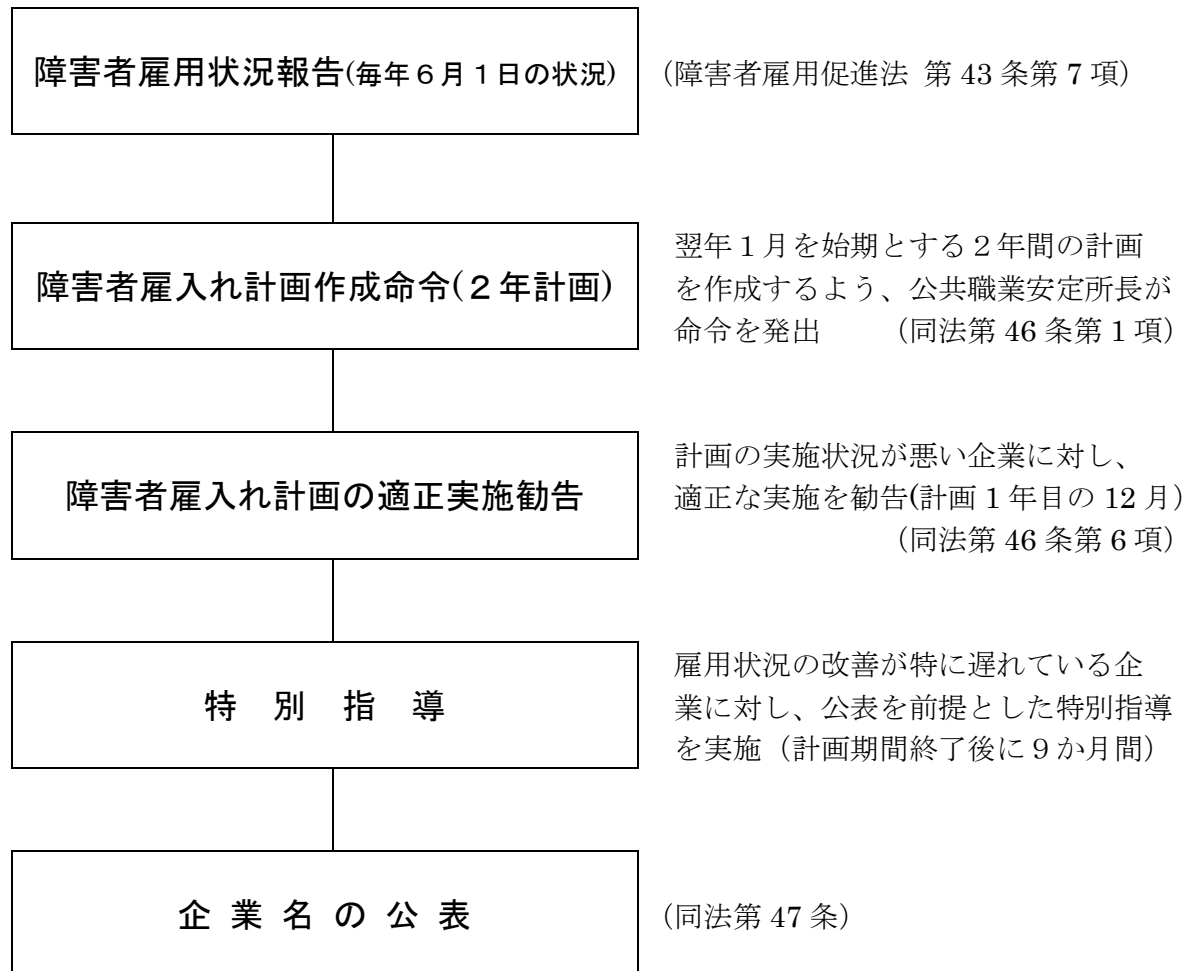
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 令和3年度の実績
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 1社
 - * 「障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 1社
 - * 「特別指導」の実施 0社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 2社 (3年度)
- 企業名の公表 0社

詳細表

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

(1) 概況

① 概況【第1表】

区分	① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数	③障害者数(人)					④ 実雇用率(% (F÷②)× 100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合(%)	全国		
			A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者及び精神障 害者	D. 重度以外の身体障害者 及び知的障害者並びに 精神障害者である 短時間労働者	E. 精神障害者 短時間特例			F. 合計 (A×2)+B+C+{(D-E)×0.5)+E	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合(%)
R3	1,147	187,457.5	806	233	1,760	1,440	518	4,584.0	2.45	53.4	2.20	47.0
R4	1,160	187,984.5	786	205	1,800	1,338	402	4,447.0	2.37	54.4	2.25	48.3

② 障害種別雇用状況【第2表】

区分	① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者			
		短時間以外		短時間		f. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	短時間以外		短時間		f. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	b.短時間 以外	d.短時間	e.短時間 特例	f. 計 b+{(d-e)×0.5)+e
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外					
R3	4,584.0	717	907	195	219	2,645.5	89	406	38	425	834.5	447	796	518	1,104.0
R4	4,447.0	694	847	173	183	2,499.5	92	430	32	403	847.5	523	752	402	1,100.0

【第1表】の注

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 E欄の「精神障害者短時間特例」とは、次のいずれかに該当する者である。
①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること。
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

【第2表】の注

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のf欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のc欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況【第3表】

区分		① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働者 数	③障害者数(人)					F. 合計 (A×2)+B+C+{(D-E)×0.5}+E	④ 実雇用率(% (F÷②×100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合(%)	全国	
				A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者及び精神障 害者	D. 重度以外の身体障害者 及び知的障害者並びに 精神障害者である 短時間労働者	E. 精神障害者 短時間特例				実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合 (%)
規模計	R3	1,147	187,457.5	806	233	1,760	1,440	518	4,584.0	2.45	53.4	2.20	47.0
	R4	1,160	187,984.5	786	205	1,800	1,338	402	4,447.0	2.37	54.4	2.25	48.3
43.5～100人未満	R3	639	41,135.5	155	78	355	347	123	978.0	2.38	52.6	1.81	45.2
	R4	650	41,750.0	143	64	356	303	81	898.0	2.15	53.4	1.84	45.8
100～300人未満	R3	380	58,902.5	249	51	573	202	42	1,244.0	2.11	57.4	2.02	50.6
	R4	381	58,291.0	259	77	561	518	165	1,497.5	2.57	59.3	2.08	51.7
300～500人未満	R3	67	23,863.5	96	52	217	374	172	734.0	3.08	40.3	2.08	41.7
	R4	66	23,103.5	82	18	237	59	13	455.0	1.97	36.4	2.11	43.9
500～1000人未満	R3	42	26,182.5	127	22	290	196	49	688.5	2.63	52.4	2.20	42.9
	R4	41	24,360.5	112	20	290	160	28	628.0	2.58	48.8	2.26	47.2
1,000人以上	R3	19	37,373.5	179	30	325	321	132	939.5	2.51	52.6	2.42	55.9
	R4	22	40,479.5	190	26	356	298	115	968.5	2.39	63.6	2.48	62.1

注 1(1)①の表【第1表】と同じ

② 障害種別雇用状況【第4表】

区分		① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者			
			短時間以外		短時間		f. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	短時間以外		短時間		f. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	b.短時間 以外	d.短時間	e.短時間 特例	f. 計 b+[(d-e)×0.5]+e
			a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外					
規模計	R3	4,584.0	717	907	195	219	2,645.5	89	406	38	425	834.5	447	796	518	1,104.0
	R4	4,447.0	694	847	173	183	2,499.5	92	430	32	403	847.5	523	752	402	1,100.0
43.5～100人未満	R3	978.0	137	215	56	57	573.5	18	75	22	87	176.5	65	203	123	228.0
	R4	898.0	125	191	44	50	510.0	18	81	20	76	175.0	84	177	81	213.0
100～300人未満	R3	1,244.0	219	325	45	52	834.0	30	112	6	57	206.5	136	93	42	203.5
	R4	1,497.5	228	296	71	66	856.0	31	110	6	143	249.5	155	309	165	392.0
300～500人未満	R3	734.0	92	89	47	45	342.5	4	55	5	93	114.5	73	236	172	277.0
	R4	455.0	78	91	15	16	270.0	4	54	3	17	73.5	92	26	13	111.5
500～1000人未満	R3	688.5	104	120	19	25	359.5	23	95	3	94	191.0	75	77	49	138.0
	R4	628.0	87	106	19	15	306.5	25	110	1	86	204.0	74	59	28	117.5
1,000人以上	R3	939.5	165	158	28	40	536.0	14	69	2	94	146.0	98	187	132	257.5
	R4	968.5	176	163	24	36	557.0	14	75	2	81	145.5	118	181	115	266.0

注 1(1)②の表【第2表】と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況【第5表】

区分		① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数	③障害者数(人)					④ 実雇用率(% (F÷②)×100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合(%)	
				A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者及び精神障 害者	D. 重度以外の身体障害者 及び知的障害者並びに 精神障害者である 短時間労働者	E. 精神障害者 短時間特例			F. 合計 (A×2)+B+C+[(D-E)×0.5]+E
産業計	R3	1,147	187,457.5	806	233	1,760	1,440	518	4,584.0	2.45	53.4
	R4	1,160	187,984.5	786	205	1,800	1,338	402	4,447.0	2.37	54.4
建設業 06～08	R3	59	7,205.0	21	2	48	4	3	95.5	1.33	39.0
	R4	62	7,351.5	25	2	47	3	1	101.0	1.37	45.2
製造業 09～32	R3	339	62,764.5	301	20	627	30	5	1,266.5	2.02	54.9
	R4	340	61,556.0	294	14	645	38	9	1,270.5	2.06	55.6
情報通信業 37～41	R3	39	5,278.5	26	2	28	4	3	85.5	1.62	41.0
	R4	38	5,254.5	25	1	32	3	1	85.0	1.62	44.7
運輸業・郵便業 42～49	R3	71	9,578.0	52	9	109	32	4	240.0	2.51	62.0
	R4	72	9,746.5	41	9	110	23	4	214.5	2.20	56.9
卸売・小売業 50～61	R3	178	33,090.0	84	28	231	335	127	658.0	1.99	41.6
	R4	196	34,839.0	93	29	246	311	111	672.0	1.93	41.8
金融・不動産業 62～70	R3	31	6,658.5	33	3	54	14	4	132.0	1.98	38.7
	R4	27	6,177.0	31	3	47	11	1	118.0	1.91	37.0
学術研究・専門・ 技術サービス業 71～74	R3	17	1,651.5	8	0	18	1	1	35.0	2.12	47.1
	R4	23	2,143.0	9	1	20	2	1	40.5	1.89	52.2
宿泊業・飲料 サービス業 75～77	R3	47	7,129.0	22	17	67	36	9	150.5	2.11	61.7
	R4	44	7,178.5	23	14	52	42	10	138.0	1.92	61.4
生活関連サービス・ 娯楽業 78～80	R3	28	2,835.0	7	4	32	14	4	59.0	2.08	53.6
	R4	31	3,095.0	11	4	31	15	3	66.0	2.13	58.1
教育・学習支援業 81・82	R3	18	4,077.5	17	5	30	11	4	76.5	1.88	38.9
	R4	17	4,038.5	13	7	25	12	2	65.0	1.61	29.4
医療福祉 83～85	R3	196	27,895.0	144	114	296	891	346	1,316.5	4.72	63.8
	R4	193	28,113.0	136	96	325	817	254	1,228.5	4.37	68.4
複合サービス業 86・87	R3	20	3,854.5	22	5	39	8	0	92.0	2.39	50.0
	R4	18	3,707.5	22	3	40	8	0	91.0	2.45	55.6
サービス業 88～96	R3	99	15,170.5	67	24	174	60	8	366.0	2.41	60.6
	R4	93	14,406.5	60	22	171	53	5	342.0	2.37	59.1
その他 01～05 33～36	R3	5	270.0	2	0	7	0	0	11.0	4.07	80.0
	R4	6	378.0	3	0	9	0	0	15.0	3.97	83.3

注 1(1)①の表【第1表】と同じ

② 障害種別雇用状況【第6表】

(人)

区分		① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者			
			短時間以外		短時間		f. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	短時間以外		短時間		f. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	b.短時間 以外	d.短時間	e.短時間 特例	f. 計 b+[(d-e)×0.5]+e
			a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外					
産業計	R3	4,584.0	717	907	195	219	2,645.5	89	406	38	425	834.5	447	796	518	1,104.0
	R4	4,447.0	694	847	173	183	2,499.5	92	430	32	403	847.5	523	752	402	1,100.0
建設業 06~08	R3	95.5	19	32	2	0	72.0	2	4	0	0	8.0	12	4	3	15.5
	R4	101.0	23	33	2	0	81.0	2	5	0	0	9.0	9	3	1	11.0
製造業 09~32	R3	1,266.5	275	291	18	13	865.5	26	189	2	7	246.5	147	10	5	154.5
	R4	1,270.5	270	284	14	13	844.5	24	192	0	10	245.0	169	15	9	181.0
情報通信業 37~41	R3	85.5	26	13	2	0	67.0	0	1	0	1	1.5	14	3	3	17.0
	R4	85.0	25	14	1	0	65.0	0	2	0	0	2.0	16	3	1	18.0
運輸業・郵便業 42~49	R3	240.0	43	66	8	9	164.5	9	22	1	11	46.5	21	12	4	29.0
	R4	214.5	33	62	7	4	137.0	8	22	2	8	44.0	26	11	4	33.5
卸売・小売業 50~61	R3	658.0	79	122	24	45	326.5	5	34	4	105	100.5	75	185	127	231.0
	R4	672.0	84	119	25	34	329.0	9	43	4	95	112.5	84	182	111	230.5
金融・不動産業 62~70	R3	132.0	32	44	3	8	115.0	1	3	0	0	5.0	7	6	4	12.0
	R4	118.0	31	33	3	8	102.0	0	4	0	0	4.0	10	3	1	12.0
学術研究・専門・ 技術サービス業 71~74	R3	35.0	8	15	0	0	31.0	0	0	0	0	0.0	3	1	1	4.0
	R4	40.5	9	17	1	0	36.0	0	0	0	0	0.0	3	2	1	4.5
宿泊業・飲料 サービス業 75~77	R3	150.5	14	36	14	10	83.0	8	16	3	12	41.0	15	14	9	26.5
	R4	138.0	16	28	12	12	78.0	7	14	2	15	37.5	10	15	10	22.5
生活関連サービス・ 娯楽業 78~80	R3	59.0	7	22	4	6	43.0	0	7	0	2	8.0	3	6	4	8.0
	R4	66.0	11	19	4	6	48.0	0	9	0	1	9.5	3	8	3	8.5
教育・学習支援業 81~82	R3	76.5	17	25	4	4	65.0	0	2	1	2	4.0	3	5	4	7.5
	R4	65.0	13	17	7	6	53.0	0	2	0	0	2.0	6	6	2	10.0
医療福祉 83~85	R3	1,316.5	122	122	93	86	502.0	22	83	21	271	283.5	91	534	346	531.0
	R4	1,228.5	114	114	77	66	452.0	22	90	19	262	284.0	121	489	254	492.5
複合サービス業 86~87	R3	92.0	13	21	4	3	52.5	9	7	1	4	28.0	11	1	0	11.5
	R4	91.0	13	21	2	4	51.0	9	7	1	3	27.5	12	1	0	12.5
サービス業 88~96	R3	366.0	60	92	19	35	248.5	7	37	5	10	61.0	45	15	8	56.5
	R4	342.0	49	78	18	30	209.0	11	39	4	9	69.5	54	14	5	63.5
その他 01~05 33~36	R3	11.0	2	6	0	0	10.0	0	1	0	0	1.0	0	0	0	0.0
	R4	15.0	3	8	0	0	14.0	0	1	0	0	1.0	0	0	0	0.0

注 1(1)②の表【第2表】と同じ

③ 主な製造業における雇用状況(概況)【第7表】

区分	① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働者 数	③障害者数(人)						④ 実雇用率(%) (E÷②×100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合(%)	
			A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者及び精神障 害者	D. 重度以外の身体障害者 及び知的障害者並びに 精神障害者である 短時間労働者	E. 精神障害者 短時間特例	F. 合計 (A×2)+B+[C+(D-E×0.5)]+E			
製造業計	R3	339	62,764.5	301	20	627	30	5	1,266.5	2.02	54.9
	R4	340	61,556.0	294	14	645	38	9	1,270.5	2.06	55.6
食料品・たばこ 09・10	R3	51	6,693.0	28	8	86	13	1	157.0	2.35	66.7
	R4	47	6,146.5	20	5	81	19	4	137.5	2.24	59.6
繊維 11	R3	43	4,765.0	18	2	44	8	0	86.0	1.80	51.2
	R4	46	4,866.0	19	3	52	12	1	99.5	2.04	60.9
金属製品 24	R3	43	4,269.5	13	4	32	1	1	63.0	1.48	53.5
	R4	42	4,299.5	15	1	37	1	0	68.5	1.59	54.8
電気機械器具 29	R3	29	14,443.5	106	4	130	1	0	346.5	2.40	75.9
	R4	28	12,879.5	97	2	109	2	0	306.0	2.38	60.7

注 1(1)①の表【第1表】と同じ

④ 主な製造業における雇用状況(障害種別)【第8表】

(人)

区分	① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者				
		短時間以外		短時間		e. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	短時間以外		短時間		e. 計 (a×2)+b+c+(d×0.5)	b.短時間 以外	d.短時間	e.短時間 特例	e. 計 b+[(d-e)×0.5]+e	
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外						
製造業計	R3	1,266.5	275	291	18	13	865.5	26	189	2	7	246.5	147	10	5	154.5
	R4	1,270.5	270	284	14	13	844.5	24	192	0	10	245.0	169	15	9	181.0
食料品・たばこ 09・10	R3	157.0	16	26	7	5	67.5	12	47	1	3	73.5	13	5	1	16.0
	R4	137.5	11	20	5	4	49.0	9	43	0	6	64.0	18	9	4	24.5
繊維 11	R3	86.0	18	21	2	4	61.0	0	17	0	3	18.5	6	1	0	6.5
	R4	99.5	19	25	3	7	69.5	0	18	0	3	19.5	9	2	1	10.5
金属製品 24	R3	63.0	12	20	3	0	47.0	1	7	1	0	10.0	5	1	1	6.0
	R4	68.5	14	24	1	1	53.5	1	4	0	0	6.0	9	0	0	9.0
電気機械器具 29	R3	346.5	101	53	4	0	259.0	5	34	0	1	44.5	43	0	0	43.0
	R4	306.0	93	41	2	1	229.5	4	33	0	1	41.5	35	0	0	35.0

注 1(1)②の表【第2表】と同じ

(4)民間企業における雇用状況の推移【第9表】

(各年6月1日現在)

年	障害者数 (人)	対前年増減 (人)	実雇用率 (%)	対前年増減 (P)	対象 企業数 (社)	達成 企業数 (社)	未達成 企業数 (社)	法定雇用率		法定 雇用率
								達成企業割合 (%)	対前年増減 (P)	
昭和 52年	1,018	—	1.35	—	398	244	154	61.3	—	1.5
53	1,042	24	1.42	0.07	381	222	159	58.3	△ 3.0	◇雇用率の改定経過 S51年10月1日 1.5% S63年4月1日 1.6% H10年7月1日 1.8% H25年4月1日 2.0% H30年4月1日 2.2% R3年3月1日 2.3%
54	1,053	11	1.40	△ 0.02	388	226	162	58.2	△ 0.1	
55	1,136	83	1.44	0.04	420	249	171	59.3	1.1	
56	1,235	99	1.54	0.10	418	260	158	62.2	2.9	
57	1,294	59	1.59	0.05	416	270	146	64.9	2.7	
58	1,299	5	1.59	0.00	417	272	145	65.2	0.3	
59	1,295	△ 4	1.54	△ 0.05	426	267	159	62.7	△ 2.5	
60	1,331	36	1.53	△ 0.01	452	282	170	62.4	△ 0.3	
61	1,236	△ 95	1.41	△ 0.12	450	262	188	58.2	△ 4.2	
62	1,200	△ 36	1.32	△ 0.09	471	276	195	58.6	0.4	
63	1,471	271	1.52	0.20	537	311	226	57.9	△ 0.7	
平成 元年	1,560	89	1.54	0.02	562	319	243	56.8	△ 1.1	
2	1,677	117	1.57	0.03	586	344	242	58.7	1.9	
3	1,718	41	1.56	△ 0.01	582	330	252	56.7	△ 2.0	
4	1,890	172	1.60	0.04	651	387	264	59.4	2.7	
5	1,970	80	1.67	0.07	651	393	258	60.4	1.0	
6	1,983	13	1.67	0.00	653	379	274	58.0	△ 2.4	
7	1,966	△ 17	1.67	0.00	638	366	272	57.4	△ 0.6	
8	2,002	36	1.68	0.01	659	375	284	56.9	△ 0.5	
9	2,019	17	1.70	0.02	661	382	279	57.8	0.9	
10	2,024	5	1.70	0.00	648	375	273	57.9	0.1	
11	2,005	△ 19	1.66	△ 0.04	710	365	345	51.4	△ 6.5	
12	1,968	△ 37	1.67	0.01	692	382	310	55.2	3.8	
13	2,022	54	1.67	0.00	709	381	328	53.7	△ 1.5	
14	1,985	△ 37	1.67	0.00	693	373	320	53.8	0.1	
15	1,982	△ 3	1.66	△ 0.01	698	359	339	51.4	△ 2.4	
16	2,091	109	1.64	△ 0.02	719	380	339	52.9	1.5	
17	2,103	12	1.61	△ 0.03	723	382	341	52.8	△ 0.1	
18	2,128.5	25.5	1.53	△ 0.08	776	371	405	47.8	△ 5.0	
19	2,149.5	21.0	1.57	0.04	768	370	398	48.2	0.4	
20	2,281.5	132.0	1.62	0.05	789	408	381	51.7	3.5	
21	2,258.0	△ 23.5	1.60	△ 0.02	783	397	386	50.7	△ 1.0	
22	2,230.5	△ 27.5	1.62	0.02	772	416	356	53.9	3.2	
23	2,291.5	61.0	1.56	△ 0.06	796	417	379	52.4	△ 1.5	
24	2,330.5	39.0	1.57	0.01	812	427	385	52.6	0.2	
25	2,641.5	311.0	1.69	0.12	912	441	471	48.4	△ 4.2	
26	2,905.5	264.0	1.82	0.13	927	480	447	51.8	3.4	
27	3,039.5	134.0	1.86	0.04	932	506	426	54.3	2.5	
28	3,141.5	102.0	1.88	0.02	951	537	414	56.5	2.2	
29	3,437.0	295.5	1.98	0.10	992	562	430	56.7	0.2	
30	3,940.0	503.0	2.18	0.20	1091	609	482	55.8	△ 0.9	
令和 元年	4,223.5	283.5	2.28	0.10	1113	631	482	56.7	0.9	
2年	4,398.5	175.0	2.35	0.07	1101	621	480	56.4	△ 0.3	
3年	4,584.0	185.5	2.45	0.10	1147	613	534	53.4	△ 3.0	
4年	4,447.0	△ 137.0	2.37	△ 0.08	1160	631	529	54.4	1.0	

◇雇用率の改定経過

- S51年10月1日 1.5%
- S63年4月1日 1.6%
- H10年7月1日 1.8%
- H25年4月1日 2.0%
- H30年4月1日 2.2%
- R3年3月1日 2.3%

注1 障害者数とは、次に掲げる者の合計である。

- ～昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 昭和63年～平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者
- 平成5年～平成17年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)
- 平成23年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び重度以外知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び重度以外知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)
- 平成30年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び重度以外知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び重度以外知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)
※精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者は1人分とカウントしている。
①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(5)障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数【第10表】

区分		①法定雇用率 未達成企業の数	②不足数						③障害者の数が 0人である企業数
			0.5人 又は 1人	1.5人 又は 2人	2.5人 又は 3人	3.5人 又は 4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上	
規模計	R3	534	367 (68.7)	103 (19.3)	33 (6.2)	23 (4.3)	8 (1.5)	0 (0.0)	310 (58.1)
	R4	529	368 (69.6)	103 (19.5)	31 (5.9)	16 (3.0)	9 (1.7)	2 (0.4)	307 (58.0)
43.5～100人未満	R3	303	285 (94.1)	18 (5.9)	- -	- -	- -	- -	273 (90.1)
	R4	303	283 (93.4)	20 (6.6)	- -	- -	- -	- -	270 (89.1)
100～300人未満	R3	162	70 (43.2)	67 (41.4)	20 (12.3)	5 (3.1)	- -	- -	37 (22.8)
	R4	155	71 (45.8)	66 (42.6)	12 (7.7)	5 (3.2)	1 (0.6)	- -	37 (23.9)
300～500人未満	R3	40	7 (17.5)	10 (25.0)	9 (22.5)	12 (30.0)	2 (5.0)	- -	-
	R4	42	7 (16.7)	15 (35.7)	12 (28.6)	6 (14.3)	2 (4.8)	- -	-
500～1000未満	R3	20	4 (20.0)	4 (20.0)	4 (20.0)	3 (15.0)	5 (25.0)	- -	-
	R4	21	5 (23.8)	2 (9.5)	6 (28.6)	3 (14.3)	5 (23.8)	- -	-
1000人以上	R3	9	1 (11.1)	4 (44.4)	- -	3 (33.3)	1 (11.1)	- -	-
	R4	8	2 (25.0)	- -	1 (12.5)	2 (25.0)	1 (12.5)	2 (25.0)	-

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 身体障害者の部位別雇用状況

① 概況【第11表】

区分		障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数					
		視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	100	229	26	830	712	1,897

② 企業規模別の雇用状況【第12表】

区分		障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数					
		視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
計	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	100	229	26	830	712	1,897
43.5～100人未満	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	30	41	3	180	156	410
100～300人未満	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	31	77	11	278	264	661
300～500人未満	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	8	14	3	95	80	200
500～1000人未満	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	12	35	3	97	80	227
1,000人以上	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	19	62	6	180	132	399

③ 産業別の雇用状況【第13表】

区分		障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数					
		視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
産業計	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	100	229	26	830	712	1,897
建設業 06～08	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	3	4	2	27	22	58
製造業 09～32	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	11	127	9	236	198	581
情報通信業 37～41	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	1	3	0	13	23	40
運輸業・郵便業 42～49	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	3	7	0	48	48	106
卸売・小売業 50～61	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	15	19	2	105	121	262
金融・不動産業 62～70	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	1	6	0	36	32	75
学術研究・専門・ 技術サービス業 71～74	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	2	3	0	9	13	27
宿泊業・飲料 サービス業 75～77	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	3	12	1	35	17	68
生活関連サービス・ 娯楽業 78～80	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	2	3	0	20	15	40
教育・学習支援業 81・82	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	0	1	1	18	23	43
医療・福祉 83～85	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	49	32	5	178	107	371
複合サービス業 86・87	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	0	1	2	22	15	40
サービス業 88～96	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	10	9	4	78	74	175
その他 01～05 33～36	R3	-	-	-	-	-	-
	R4	0	2	0	5	4	11

2 地方公共団体における在職状況

(1) 石川県・市町等の機関(法定雇用率2.6%の機関)

① 概況【第14表】

区分	① 機関数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員 数	③障害者数(人)					④ 実雇用率(%) (F÷②×100)	⑤ 法定雇用率 達成機関の 割合(%)	全国		
			A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者及び精神障 害者	D. 重度以外の身体障害者 及び知的障害者並びに 精神障害者である短時 間労働者	E. 精神障害者 短時間特例			F. 合計 (A×2+B+C+{(D-E)×0.5})+E	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成機関の 割合(%)
R3	35	18,121.0	127	3	220	9	2	482.5	2.66	80.0	2.57	72.3
R4	35	18,009.0	120	4	238	11	4	489.5	2.72	94.3	2.63	76.1

② 障害種別在職状況【第15表】

区分	① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者			
		短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	e.短時間 特例	f. 計 b+{(d-e)×0.5}+e
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外					
R3	482.5	127	111	3	5	370.5	0	10	0	0	10.0	99	4	2	102.0
R4	489.5	120	119	4	5	365.5	0	12	0	0	12.0	107	6	4	112.0

【第14表】の注

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 E欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
 - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。

【第15表】の注

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③のa欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のc欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

(2)石川県等の教育委員会(法定雇用率2.5%の機関)

① 概況【第16表】

区分	① 機関数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員 数	③障害者数(人)					④ 実雇用率(% (F÷②)× 100)	⑤ 法定雇用率 達成機関の 割合(%)	全国		
			A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者及び精神障 害者	D. 重度以外の身体障害者 及び知的障害者並びに 精神障害者である短時 間労働者	E. 精神障害者 短時間特例			F. 合計 (A×2+B+C+[(D-E)×0.5])+ E	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成機関の 割合(%)
R3	3	7,852.0	38	2	121	4	1	201.5	2.57	66.7	2.21	50.5
R4	3	7,834.5	43	0	117	4	0	205.0	2.62	100.0	2.27	61.1

② 障害種別在職状況【第17表】

区分	① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者			
		短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	e.短時間 特例	f. 計 b+[(d-e)×0.5]+e
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外					
R3	201.5	38	56	2	3	135.5	0	4	0	0	4.0	61	1	1	62.0
R4	205.0	43	49	0	3	136.5	0	6	0	0	6.0	62	1	0	62.5

【第16表】の注

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 E欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
- ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。

【第17表】の注

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③のa欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のc欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%の機関)

① 概況【第18表】

区分	① 機関数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎 となる 労働者数	③障害者数(人)					F. 合計 (A×2+B+C+[(D-E)×0.5])+ E	④ 実雇用率(%) (F÷②× 100)	⑤ 法定雇用率 達成機関の 割合(%)	全国	
			A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者及び精神障 害者	D. 重度以外の身体障害者 及び知的障害者並びに 精神障害者である短時 間労働者	E.(※) 精神障害者 短時間特例				実雇用率 (%)	法定雇用率 達成機関の 割合(%)
R3	5	3,337.5	25	2	30	2	1	83.5	2.50	80.0	2.60	74.7
R4	5	3,403.5	25	2	29	3	2	83.5	2.45	60.0	2.65	78.1

② 障害種別雇用状況【第19表】

区分	① 障害者の数	②身体障害者						③知的障害者				④精神障害者			
		短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	f. 計 b+[(d-e)×0.5]+e	
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外					
															e.短時間 特例
R3	83.5	6	14	2	1	28.5	19	9	0	0	47.0	7	1	1	8.0
R4	83.5	6	14	2	1	28.5	19	8	0	0	46.0	7	2	2	9.0

【【第18表】の注】

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントされる。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 E欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

【【第19表】の注】

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のc欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 地方公共団体の各機関の状況

(1) 石川県・市町等の機関における状況（法定雇用率2.6%の機関）【第20表】

令和4年6月1日現在

	機 関 名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
1	石川県	5,245.0	148.5	2.83	0.0	注4
2	石川県警察本部	429.0	11.0	2.56	0.0	
3	金沢市	2,368.0	68.0	2.87	0.0	注4
4	七尾市	795.0	22.5	2.83	0.0	
5	小松市	884.5	23.0	2.60	0.0	
6	輪島市	510.0	14.0	2.75	0.0	
7	珠洲市	415.0	10.0	2.41	0.0	注4
8	加賀市	598.5	16.0	2.67	0.0	
9	羽咋市	187.5	5.0	2.67	0.0	
10	白山市	1,027.0	26.0	2.53	0.0	注4
11	かほく市	380.5	11.0	2.89	0.0	
12	能美市	552.5	14.5	2.62	0.0	
13	野々市市	327.0	8.0	2.45	0.0	
14	川北町	74.0	1.0	1.35	0.0	
15	津幡町	477.5	14.0	2.93	0.0	
16	内灘町	198.5	6.0	3.02	0.0	
17	志賀町	364.5	7.0	1.92	2.0	注4
18	宝達志水町	189.0	4.0	2.12	0.0	
19	中能登町	184.0	5.0	2.72	0.0	
20	穴水町	247.5	6.0	2.42	0.0	
21	能登町	332.5	9.0	2.71	0.0	
22	七尾市教育委員会	132.0	6.5	4.92	0.0	
23	輪島市教育委員会	97.0	3.5	3.61	0.0	
24	加賀市教育委員会	159.5	4.0	2.51	0.0	
25	羽咋市教育委員会	81.0	2.0	2.47	0.0	
26	かほく市教育委員会	136.0	3.0	2.21	0.0	
27	能美市教育委員会	214.0	6.0	2.80	0.0	
28	野々市市教育委員会	93.5	2.0	2.14	0.0	
29	内灘町教育委員会	92.5	2.0	2.16	0.0	
30	宝達志水町教育委員会	46.5	0.0	0.00	1.0	注5
31	能登町教育委員会	102.5	2.0	1.95	0.0	
32	白山石川医療企業団	410.0	11.0	2.68	0.0	
33	羽咋郡市広域圏事務組合	187.5	5.0	2.67	0.0	
34	金沢市企業局	150.5	5.0	3.32	0.0	
35	加賀市医療センター	319.5	8.0	2.50	0.0	
	合 計	18,009.0	489.5	2.72	3.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(通報年の3年前に属する6月2日以降に採用された者または通報年の3年前に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

5 宝達志水町教育委員会においては、8月1日現在において障害者の数1.0人、実雇用率2.15%、不足数0人となっている。

(2) 石川県等の教育委員会における状況（法定雇用率2.5%の機関）【第21表】

令和4年6月1日現在

	機 関 名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
1	石川県教育委員会	6,937.0	180.0	2.59	0.0	
2	金沢市教育委員会	616.5	17.5	2.84	0.0	
3	小松市教育委員会	281.0	7.5	2.67	0.0	
	合 計	7,834.5	205.0	2.62	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者または通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

5 独立行政法人等における状況（法定雇用率2.6%の機関）【第22表】

令和4年6月1日現在

	機 関 名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数(人)	備考
1	国立大学法人 金沢大学	2,825.5	75.0	2.65	0.0	
2	国立大学法人 北陸先端科学技術大学院大学	292.5	3.0	1.03	4.0	
3	石川県公立大学法人	144.0	3.5	2.43	0.0	
4	公立大学法人 金沢美術工芸大学	56.5	1.0	1.77	0.0	
5	公立大学法人 公立小松大学	85.0	1.0	1.18	1.0	
	合 計	3,403.5	83.5	2.45	5.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間労働者である精神障害者(通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者または通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。